規則

○国家公安委員会規則第二号

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十七年内閣府令第五号）の施行に伴い、運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年一月二十三日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第三十八条の四の四第一項第二号」を「第三十八条の四の六第一項第二号」に改める。

附　則

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。